



ビジネスニュースレター

平成20年12月号 第6号

● ● ● 特集 ● ● ●

最近のIPOの動向(2008年11月末現在)

~ 2008年を振り返って

● ● ● Topics ● ● ●

公益法人制度改革

~ 2008年12月1日から公益法人制度が変わります

新しい証券税制

~ 個人投資家の皆さん、ご存知ですか？

“社長様”へ一言！

御社を担当する者： _____



みらいコンサルティンググループ

MIRAI Consulting Group

～ ごあいさつ ～

拝啓 社長様

貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、今年も残すところ1か月となり、当月号が今年最終号となりました。今回は、特集として「最近のIPOの動向」と題し、12月上場予定会社を含め、2008年の新規上場会社が概ね揃いましたので、一足先に1年間のIPO市場を振り返ってみました。今年のIPO市場につきましては、“サブプライムローン問題”に端を発し、“リーマンショック”、“トヨタショック”と続いた世界的な金融混乱・企業の業績悪化懸念の影響を受け、新上場社数・株価ともに低迷している状況です。ただ、IPO関連セミナーには、引き続き上場希望会社の経営者や担当の方々が多数参加されており、今は差し詰め、頃合いを見計らっているといったところでしょうか。改めて上場の意義を見つめ直す良い機会と言えるのかもしれませんが。

弊社では、皆様のビジネスにおいて、あらゆる場面でご期待に添えるサポート体制を展開しております。

今後もお引き立てのほど宜しくお願い致します。

敬具

平成20年12月 ニュースレター委員会 細木信之

今月のキーワード

- **IP O (Initial Public Offering: 新規株式上場)**とは
株主が同族ないし特定の少数者のみに限られている会社が、一般から株主を募集すること。あるいは、その株式を一般に売り出すことにより、広く一般投資家に資本参加を求めること。
- **J - S O X法**とは
米国企業の不正経理から端を発したサーベンス・オクスリー法（SOX法）に習った日本の法規制のこと。平成18年6月7日に金融商品取引法が成立し、平成20年4月以後開始する事業年度より、上場企業には次の対応が義務づけられている。1)「財務諸表等が適正に作成されるシステムが存在し、かつ機能していること」を自ら評価する、2) その評価について外部監査人による監査を受ける。
- **コーポレート・ガバナンス**とは
コーポレートは「企業」、ガバナンスは「統治」を意味し、「企業統治」と訳される。企業の不正や不祥事が起きるのは、経営者の独断が要因であるという問題意識から、経営を監視する「企業統治」の必要性が叫ばれ、規制を強化している。
- **SWOT分析**とは
組織のビジョンや戦略を企画立案する際に利用する現状を分析する手法の一つで、Strength(強み) Weakness(弱み) Opportunity(機会) Threat(脅威)の頭文字を取ったもの。さまざまな要素をS・W・O・Tの四つに分類し、マトリクス表にまとめることにより、問題点が整理されやすくなる。

● ● ● 特集 ● ● ●

最近のIPOの動向（2008年11月末現在） ～ 2008年を振り返って～

1 . 2008年のIPOの状況

(1)新規上場社数

2008年におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題を発端とした米国金融収縮懸念の高まりに加え、原油価格をはじめとした国際商品市況高騰に伴うコスト負担の増加等を背景に景気の下落圧力が強まってきました。日経平均株価も2007年に14,000円台後半～18,000円台前半のレンジで推移していましたが、2008年11月末現在まで、7,000円台前半～14,000円台のレンジで推移する展開となりました。

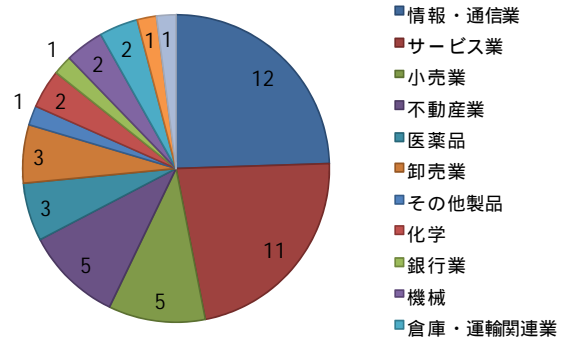
そのような中、2008年の新規上場会社数（12月上場予定の会社を含む。）は、49社となっており、2007年と比較して59.5%減と大幅に減少しております。なお、各市場別の新規上場会社数は次の表のとおりです。

	2006年	2007年	2008年	前年増減率
東証1部上場	13	6	1	83.3
東証2部上場	16	7	5	28.6
マザーズ	41	23	12	47.8
大証2部上場	3			-
ヘラクレス	37	25	9	64.0
名証2部上場	1	1		-
セントレックス	13	2	1	50.0
福証		1		-
福証Qボード	4	2		-
札証アンビシャス	4	5	1	80.0
JASDAQ	56	46	18	60.9
JQ-NEO		3	1	66.7
市場・所属部未定			1	-
合計	188	121	49	59.5

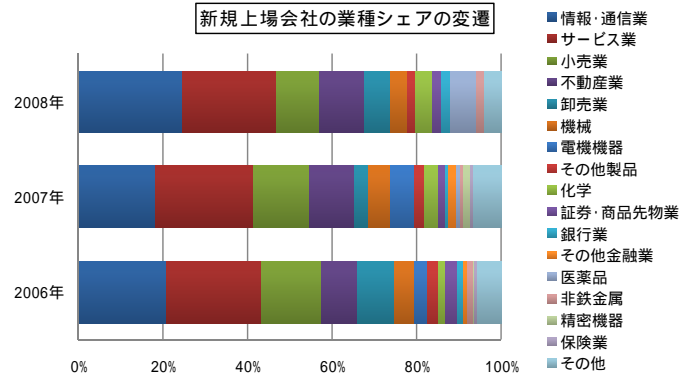
(2)新規上場会社の業種

2008年における業種別新規上場会社数及び業種シェアの変遷は、次のとおりであり、新規上場会社の業種は、情報・通信業、サービス業、小売業がシェアの大半を占めることとなりました。上場社数が少ないものの、これら3業種がシェアの大半を占めるのは、例年どおりの傾向となっております。なお、バイオベンチャー2社が上場したため、医薬品の割合が高くなっています。

業種別新規上場会社数



新規上場会社の業種シェアの変遷



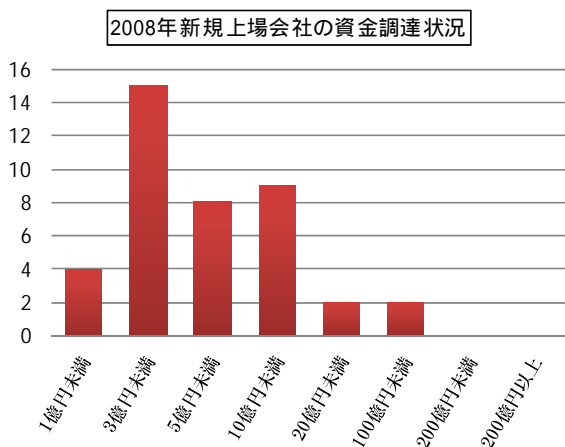
(3)調達資金額

2008年11月末まで（40社）において、公募売出し総額が最も多かった新規上場会社は、53,235百万円（引受手数料控除前）を調達した(株)セブン銀行（JASDAQ（以下、「JQ」））でした。ただし、(株)セブン銀行は公募増資を行わなかったため、会社調達額はありませんでした。

次に公募増資による資金調達額が最も多かった新規上場会社は、(株)モリモト（東証2部）で、9,649百万円（引受手数料控除後）を調達しました。

なお、2008年における公募売出し総額の平均は、2,771百万円（引受手数料控除前）、公募増資による資金調達額の平均は、740百万円（引受手数料控除後）でした。なお、(株)セブン銀行を除く39社における公募売出し総額の平均は1,500百万円（引受手数料控除前）、公募増資による資金調達額の平均は、758百万円となっております。

2008年の資金調達状況をまとめると次のとおりです。



(4)売上高・経常利益額・当期純利益額の分布

2008年の新規上場会社の申請直前期における売上高について、最高額は、(株)モリモトの95,607百万円でした(12月上場予定会社を含めると、市場未定のホシザキ電機(株)178,379百万円)。同経常利益額及び当期純利益額は、(株)セブン銀行で、それぞれ25,021百万円、12,667百万円でした。

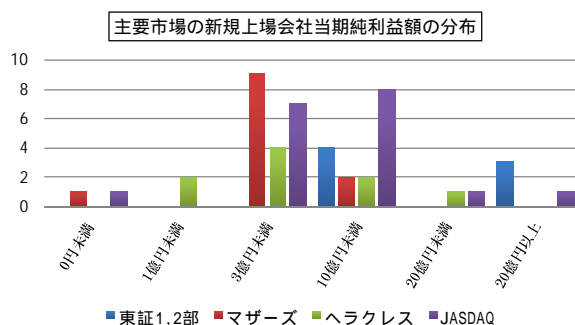
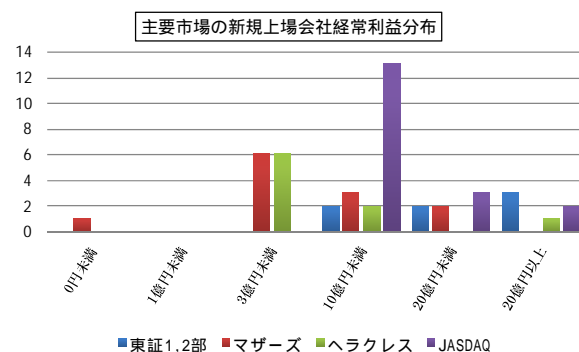
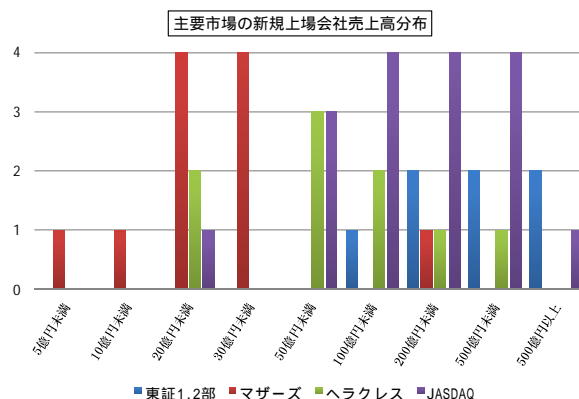
また、申請直前期の経常利益・当期純利益がともに赤字で新規上場した会社は、いずれも創薬系のバイオベンチャーの研究開発型会社で、ナノキャリア(株)(マザーズ)とカルナバイオサイエンス(株)(JQ-NEO)の2社で、当期純利益のみ赤字の会社は、農薬の研究開発会社の、(株)エス・ディー・エス バイオテック(JQ予定)でした。

なお、2008年の新規上場会社(予定含む。)の申請直前期における平均売上高は15,619百万円、経常利益額の平均は1,693百万円、当期純利益額の平均は821百万円でした。主要市場の売上高・経常利益・当期純利益の分布状況は次のとおりです。

～資金の用途(証券会社の審査ポイント)～

上場時の公募増資で調達された資金の用途は、法定開示書類である有価証券届出書や目論見書において公表されます。これは、会社が資金の使い道を投資家に約束することに他なりません。

また、証券会社の引受審査においても、日本証券業協会が定める「有価証券の引受け等に関する規則」等に基づき、資金用途の妥当性について詳細に確認がなされます。予定されていた資金用途と異なる使い方をした場合や資金計画・利益計画等をいがかげんに策定した場合等により企業価値を損なえば、投資家を裏切ることになりかねません。そのため、証券会社においては、引受けに当たり、将来にわたって投資家の期待に応えられるか否か、資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か、情報開示が適切に行われているか等の観点から厳格に審査がなされます。



(5)2008年IPO市場の低迷の原因

2008年のIPO市場は、例年に比べ大変厳しいものとなりました。その要因は、2004年～2006年に521社もの新規上場があった反動もありますが、主に以下の点が挙げられると考えられます。

コスト増加に伴う業績悪化、成長性に対する不透明感

- ・国際商品市況高騰に伴う原材料価格等の高騰の影響が懸念された。

米国の金融危機を発端とする株価下落

- ・株式市場における資金調達悪化が懸念された。

四半期報告制度、J-SOX法の適用、決算早期化の要請

- ・決算体制、内部統制整備によりコスト負担が増加した。

証券会社・証券取引所の審査の厳格化

- ・上場して間もない会社の不祥事や業績の下方修正等の問題を受けて、証券会社、証券取引所の審査がより厳格化された。

～審査の厳格化について～

昨今、新興市場を中心とした新規公開ブームの陰で、上場して間もない企業の一部に財務内容や経営状況等に問題がある事例が生じました。また、元引受業務に参入する証券会社が増加する中で、証券会社の引受審査能力に格差が生じているといった指摘がなされました。それを受けて、「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」が設定され、当該証券会社の引受審査体制の強化、引受審査プロセスの適正化・効率化、引受審査項目の拡充等について検討がなされました。そして、最終的に「有価証券の引受け等に関する規則」(同規則に関する細則を含む。)が改正されました。当該改正によって、証券会社における引受審査の項目が明確化され、審査判断に至ったプロセスを詳細に記録するよう求められるものとなり、証券会社による審査が厳格になされるようになりました。また、証券取引所の上場審査も、近年の新興市場における不祥事、上場後短期間に業績下方修正等が続出したことを受けて、厳格化されています。

2.IPO市場の今後の動向

2008年7月～9月まで8社、10月～12月まで17社(12月予定含む。)が上場しました。昨年の同時期においては、それぞれ20社、28社が上場していましたので、引き続きIPO市場は低迷していると言えます。また、今後も、米国発の金融危機が実態経済に影響を与えることが考えられ、上場準備会社の成長の足かせになる可能性があります。また、このような状況は、株価低迷につながり、株式市場において十分に資金調達ができない可能性も懸念されます。

このように今後ともIPO市場は極めて厳しい状況が続くと考えられますが、これはあくまで全体の流れです。個別に見ると更なる成長が期待できる会社や安定的・継続的に収益を上げている会社も多数存在しています。

また、市況が悪化しているからといって、上場準備を控えていると市況が回復してきた際、そこから上場準備を始めると上場のタイミングを失いかねません。そのため、上場準備はできるだけ早めにしておき、上場のタイミングを見計らうことが肝要であると考えられます。

上場準備作業は、審査をクリアするためだけでなく、会社として投資家や様々な利害関係者に対する社会的責任を果たす上で必要な組織体制(コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制、内部統制等)の整備、会社の競争力・成長性に対する弱みや脅威等に対する分析・対策(SWOT分析、ビジネスプラン・事業計画の策定、予算実績の差異分析等)がなされ、今後の体制強化・収益力強化にもつながります。また、上場準備は、様々な第三者のチェックを受ける唯一の機会と言っても過言ではありません。これを良い機会とポジティブに捉え、逆に、コンサルティング会社、監査法人、証券会社や証券取引所を大いに活用し、健全かつ効率的な経営を目指されてはいかがでしょうか。

公益法人制度改革

～ 2008 年 12 月 1 日から公益法人制度が変わります ～

1. 「公益法人制度改革」とは?

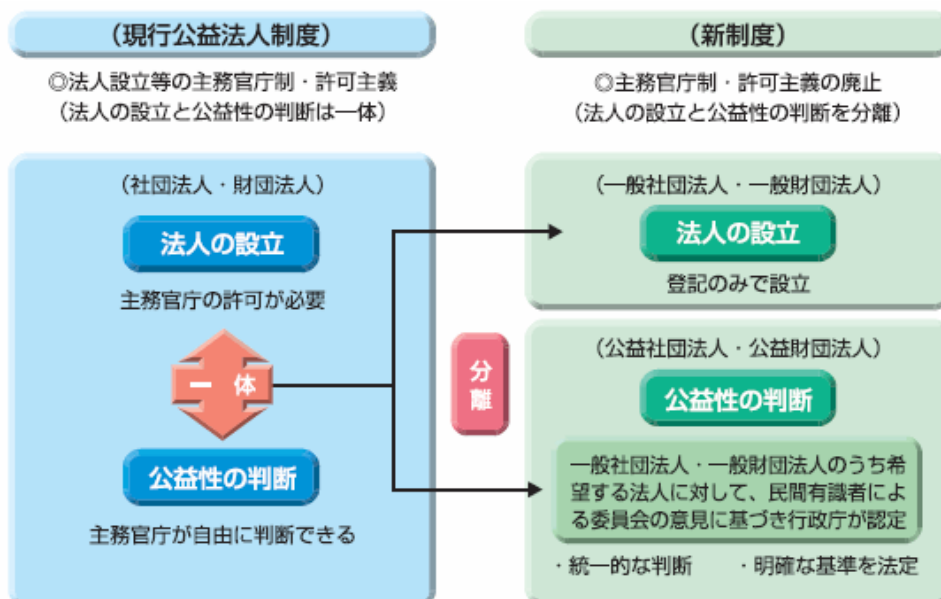
2008 年 12 月 1 日より公益法人制度改革が施行されます。

従来の社団法人や財団法人は、主務官庁の許可を受けなければ設立することが出来ませんでした。制度改革後は主務官庁の許可を受けることなく、株式会社等と同様に誰でも登記所に所定の書類を提出することで、設立することが可能になりました。

改正後に設立された社団法人及び財団法人は、一般に「世のため、人のため」という意味での公益事業を行うことを目的とする法人に限らず、株式会社等と同様に事業内容に制限のない法人も含まれることとなります。こうして設立された社団法人及び財団法人は「一般社団法人」及び「一般財団法人」と呼ばれることとなります。

また、「一般社団法人」及び「一般財団法人」のうち公益事業を行うことを主たる目的とする法人は、行政庁（二以上の都道府県で事業を行う場合は内閣総理大臣、そうでない場合は各都道府県知事）に対して、公益事業を行うことを主たる目的とする法人であることの認定を受けることにより、「公益社団法人」「公益財団法人」への移行が可能です。行政庁から公益事業認定を受けた「公益社団法人」「公益財団法人」は、継続して公益事業を行うことを要求されますが、寄附金を受ける場合や個人から相続財産の贈与を受けた場合等には、税法上の特典が受けられます。

公益法人制度改革のポイント



2 . 現存の社団法人や財団法人はどうなるのか？

現存の社団法人および財団法人（民法第 34 条により設立された法人）は平成 20 年 12 月 1 日以降、新しい制度に移行するための準備段階として「特例民法法人」とされ、5 年後の平成 25 年 11 月 30 日までに、以下のいずれかの選択を行わなければなりません。

- (1) 「一般社団法人」「一般財団法人」に移行
- (2) 「公益社団法人」「公益財団法人」に移行
- (3) 他の法人（NPO 法人等）となる
- (4) 解散

(1) の場合には、移行申請時における余剰財産を他の「公益社団法人」「公益財団法人」等に寄附を行うか、またはその後の公益目的事業のために支出する計画を立てて、行政庁に対して「一般社団法人」「一般財団法人」となるための認可の申請を行わなければなりません。

なお、(2) の場合には、新制度により新設された「一般社団法人」「一般財団法人」が「公益社団法人」「公益財団法人」に移行する場合と同様、行政庁への認定申請が必要となります。

3 . 制度改革後の社団法人・財団法人について

制度改革後の社団法人・財団法人は、登記簿に「公益社団法人」「公益財団法人」あるいは、「一般社団法人」「一般財団法人」と明確に記載されることとなります。

冒頭にも述べましたが、「一般社団法人」「一般財団法人」には従来の公益法人でない、株式会社等と同様の法人も含まれることとなりますので、新規取引を行う場合には注意をしなければなりません。

（執筆者：公共セクター室 中野）

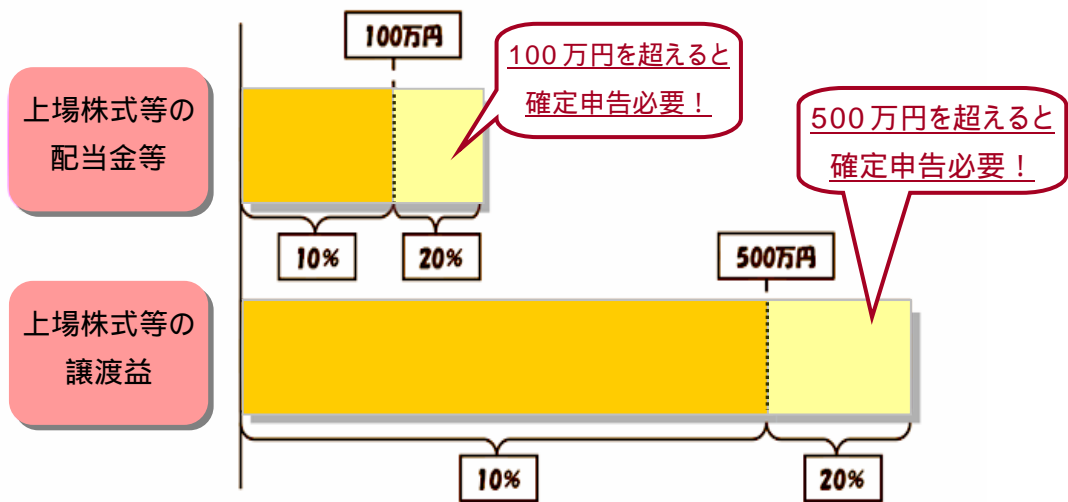
● ● ● Topics ● ● ●

新しい証券税制 ～ 個人投資家の皆さん、ご存知ですか？～

証券税制改正のポイント

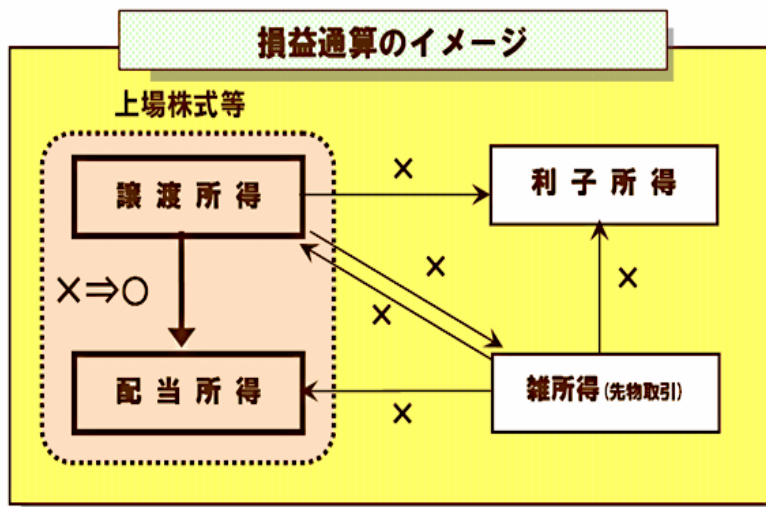
上場株式等の譲渡益、配当に係る税率は2段階（10%及び20%：2年間の経過措置）
確定申告の対象者が拡大（2年間の経過措置）

1. 上場株式等の配当金額が100万円を超える場合
2. 上場株式等の譲渡益(配当所得との損益通算後)が500万円を超える場合



(金融庁 HP より一部加筆)

上場株式等の譲渡損失と配当所得の損益通算が可能



(金融庁 HP より)

ここ数ヶ月、世界的な金融恐慌から日本の株式市場も株価が低迷し、個人投資家の皆さんにとっては、頭を悩ませる日々が続いているのではないのでしょうか？

ところで、平成 21 年から金融所得の一体化が始まり、それに伴い、現在適用されている軽減税率が廃止となるのは、個人投資家の皆さんもご存知でしょうか？

平成 21 年から適用となる新税制については、既に『平成 20 年度税制改正ハンドブック』証券税制項目で既報の通りです。(ハンドブックの入手につきましては、弊社担当までお申し付け下さい。)

主な改正としましては、以下の通りです。

1. 上場株式等に係る譲渡所得等の 10%軽減税率の廃止（譲渡益 500 万円以下については軽減税率の特例あり）
2. 上場株式等に係る配当等の 10%軽減税率の廃止（配当金額 100 万円以下については軽減税率の特例あり）
3. 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との損益通算が可能に
4. 公募株式投資信託の終了又は一部解約に伴い取得した金銭は、譲渡所得課税
5. 特定口座に係る所要の変更（配当の源泉徴収口座への受入れ、特定口座年間取引報告書の税務署への提出不要措置の廃止等）

上記 1 から 4 については平成 21 年 1 月 1 日より適用

上記 5 については特定口座システム等の準備が整い次第（平成 22 年 1 月目処）適用

改正後の影響としては、一定額を超える配当や売却益に係る確定申告の負担増加、確定申告に伴い配偶者控除や扶養控除等の各種所得控除が不適用となる可能性がある、国民健康保険料(税)医療費負担割合の増加等があげられます。

損益通算を受けるための含み損株式の売却、源泉徴収のみで課税関係が完了する商品に投資を行う等の対策が考えられますが、いずれにしても投資家の投資意欲は消極的になっているようです。

ただ、自民党税制調査会の議論では、一定額までの投資について配当等を非課税とする特定口座の創設が検討されており、年内に公表される自民党税制改正大綱を期待したいところです。

なお、自民党税制改正大綱については昨年同様、皆様には速報をお送りする予定ですので、こちらもご期待下さい。

(執筆者：税理士法人みらいコンサルティング 添田)

速報

さらなる成長を目指す

2009年における関連取引・移転価格の具体策 ～中国ビジネス最新実務セミナー～

- テーマ** 1. ～中国税務局の「関連取引」の調査ポイント及び認定基準を見極めた具体的な対応策を教えます～
2. ～リスクを最大限に防止するための「移転価格報告書」の作成方法及びそのノウハウを徹底的に開示します～
3. ～ビジネスグローバル化に伴う日本の移転価格税制問題。その基本と会社の事前対策を中心に、最低限知っておくべきポイントを解説します～

セミナー概要

日時

上海会場 2009年1月13日(火)
蘇州会場 2009年1月14日(水)
東京会場 2009年1月21日(水)

時間

13:30～17:00(受付13:00)

会場

上海会場 花園飯店(ガーデンホテル) 2階
蘇州会場 香格里拉(シャングリ・ラホテル) 2階
東京会場 全日通電ヶ関ビル 8階大会議室

講師

フレンドリーグループ 代表取締役社長 劉芳榮
フレンドリーグループ 中国弁護士 陳宗山
みらいコンサルティンググループ 日本国税理士 小嶋大志

定員

50名(定員になり次第締め切り)

主催

みらいコンサルティンググループ
フレンドリーグループ

速報であるため、詳細につきましては改めて配布致します。

.....

.....

この内容についてのご意見・お問い合わせは



みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社

税理士法人 みらいコンサルティング

社会保険労務士法人 みらいコンサルティング

〒100-6004

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル4階

TEL : 03-3519-3970 FAX : 03-3519-3971

【ニュースレター編集委員会】

影浦・細木・添田・浅野・馬場・潘・祐川

Address: newsletter@miraic.jp